

1 総括事項

風力発電所の整備に始まり、運営、そして事業終了後の撤去に至るまで、関係法令を遵守するとともに特に以下の点には十分に留意すること。

- (1) 事前の説明会や意見を有する者への丁寧な個別説明など、事業への理解を得るための取組を進めるとともに、工事中や運営中においても適宜、地域に情報を開示し、提供するなど地域との共生を図ること。
- (2) 事業予定地及びその周辺の森林は、国有林・民有林ともに保安林に指定されていることから、解除に係る面積を最小限にし、水源かん養などの公益的機能が維持・発揮されるようにすること。
- (3) 樹木伐採量を最小限に抑えるとともに、山の保水力が極力低下しないようにすること。
- (4) 切土等により発生する残土を極力抑えるとともに、残土の処理を現地で行う場合は、後年に土砂災害等が発生しないように設計し、施工すること。
また、完成後は平時及び降雨時に十分な監視を行うこと。
- (5) 事業から得られる利益を維持管理や将来の撤去等に適切に配分し、人員配置を含めた十分な体制を整えること。
- (6) 本事業計画が自然環境を改変して実施されることを十分に認識したうえで、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるようにすること。
また、何らかの理由により、当該事業を譲渡・売却する場合においても、今回の意見による環境への配慮が引き継がれるとともに、評価書に記載した環境保全措置を講じ、風力発電設備が適切に維持・運用されるよう措置すること。

2 大気環境に関すること

- (1) 建設工事等で使用する建設機械及び資材・機械の運搬に用いる車両について、その種類及び台数は必要最小限とし、適切に点検・整備を行いながら使用するとともに、必要に応じて散水を実施するなど、粉じん等の発生を抑制すること。
また、待機時はアイドリングストップを徹底すること。
- (2) 建設機械の稼働に伴う粉じん等の飛散防止のための転圧についてはもとより、散水を行うなど対策を講じること。

3 騒音、振動に関すること

- (1) 方法書に対する知事意見において、「過去の被害事例等も調査し、風力発電設備等の配置等、稼働制限等の措置を含め、風力発電所の稼働後に当該影響が確認された場合の対策についても十分に検討を加え、それらの結果を準備書に具体的に記載すること」とあるが、準備書に被害事例の調査結果や、具体的な検討結果が示されていないことから、適切な調査、評価を実施し、結果を踏まえて必要な対策を講じるとともに、評価書に記載すること。
- (2) 春季の主たる騒音源に秋季には見られない流水音が含まれており、流水音が確認された、環境2、6、7、8、9では残留騒音値が秋季に比べ大きくなっている。
この流水音が降雨等による一過性のものであれば、春季の騒音については適正に評価されていない可能性があることから、再度調査、評価を行うこと。
- (3) 事後調査は環境6、7、9の3地点において、秋季に1回となっているが、春季の残留騒音を再調査した際には、結果を踏まえて、調査地点や調査時期の追加を行うこ